

次期改定に向けた一連のデータを読み取り、 「先手」となる戦略の構築を

「最大で月額 1.9 万円」を謳った補助金及び期中改定による賃上げ施策が進む一方で、早くも令和9年度介護報酬改定に向けた動きが出てきています。その基礎資料となる厚生労働省の調査では、協力医療機関との連携や、加算算定を含む生産性向上の取組状況などが報告される一方、今後は訪問介護の訪問先の精緻な状況、介護テクノロジーのランニングコスト等を把握していく方向性が示されています。

毎回の報酬改定が、こうした一連で示されるデータが何を表すものかを分析・評価した上で行われるものである以上、私たち介護事業者にも、最新データの把握とそれに基づく経営戦略を描き続けることが求められていることは言うまでもありません。

今回の「WELVISION」では、賃上げ補助金と期中改定のその後をフォローしつつ、次なる介護報酬改定に向けた動向をつぶさにお伝えしています。読者の皆さまにおかれてはぜひ、ここに秘められた方向性を読み取っていただき、次なる激震への備えと「先手」となる戦略の構築に向けたヒントとしていただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

P 2

処遇改善加算に生産性向上・協働化で乗せ、特養では最大17.6%の加算率へ

P 3

R 9 報酬改定に向け実調の調査票等を確認、訪問介護の訪問状況を精緻に把握へ

P 5

R 6 改定の効果検証に係る調査結果を公表、次期改定の基礎資料に

- 1.9万円補助金のQ & Aを発出、対象となる「介護従事者」に25職種を例示
- LIFE関連加算は2つの階層化を提言、秋頃に方針

COLUMN

独り歩きする「1.9万円」に注意！混乱を乗り越えつつ、積極的な要件クリアを

処遇改善加算に生産性向上・協働化で上乗せ、特養では最大17.6%の加算率に

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は1月16日に開いた社会保障審議会・介護給付費分科会で、令和8年度介護報酬改定について改めて整理。上野賢一郎厚生労働大臣からの諮問に従い、関係の基準改正を了承することで一致しました。

示された資料では、「令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する」旨を明記し、改定率は+2.03%(処遇改善分+1.95%、基準費用額(食費)の引上げ分+0.09%)となることを報告。介護職員のみならず、介護従事者を対象に幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置を実施することにより、介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現する措置であるとしています。

その実施のために、①処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大(加算率の引上げ)するとともに、②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)を設けることに加え、③これまで処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、処遇改善加算を新設するとしました。

具体的には、(ア)訪問・通所サービス等ではケアプランデータ連携システムへの加入+実績報告、(イ)施設サービス等では生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得+実績報告、(ウ)社会福祉連携推進法人への所属 — のいずれかを満たすこととされた「令和8年度特例要件」により、上乗せ区分(加算Ⅰロ・Ⅱロ)の算定が可能となるとし、(ア)(イ)については加算申請時点では誓約で可とする配慮措置を設けることとしています。

また、新たに処遇改善加算の対象となるサービスについては、同じく令和8年度特例要件を満たすか、あるいは既存の処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件を満たすことが求められることを示しました。

加算率については、従来の加算Ⅰを「Ⅰイ」、Ⅱを「Ⅱイ」とした上で、介護老人福祉施設であれば「加算Ⅰイ:16.3%、加算Ⅰロ:17.6%、加算Ⅱイ:15.9%、加算Ⅱロ:17.2%」、通所介護では「加算Ⅰイ:11.1%、加算Ⅰロ:12.0%、加算Ⅱイ:10.9%、加算Ⅱロ:11.8%」となったほか、新たに追加された居宅介護支援・介護予防支援では2.1%となっています。

その他、今回の改定では食費の基準費用額が見直されることについて、令和8年8月より100円/日を引き上げると記載。また、負担限度額(食費)について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げるとしました。

あわせて同日は、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和8年度調査)」について、令和9年度介護報酬改定の議論に資するようデータを収集する観点から、調査結果について速報値による分析を実施する方針を提示。「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査研究事業」の2種類について、7~8月頃実施、9~10月頃速報値を評価・検討するスケジュール案を示しています。

1.9万円補助金のQ & Aを発出、対象となる「介護従事者」に25職種を例示

厚生労働省

厚生労働省は1月21日付事務連絡で、令和7年度補正予算により措置される介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業についてのQ & A第1版を発出しました。

示された内容では、今回の補助金により賃金改善または職場環境改善を行う時期について、▽令和8年3月末までに補助金の支給を受けた場合、令和7年12月から令和8年3月末まで、▽令和8年4月以降に補助金の支給を受けた場合、令和7年12月から各自治体が定める実績報告書の提出の期限までとする旨を記載。また、計画書や実績報告書での誓約や対応の報告以外、各要件への対応状況について一律資料を提出することは求めないこととしています。

加えて、賃金改善の対象として、介護に従事していない職員について「法人本部の職員については、補助金の対象である介護サービス事業所等における業務を行っている」と判断できる場合には、賃金改善や職場環境改善の対象に含めることができる」とした一方で、「補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする賃金改善や職場環境改善の対象に含めることはできない」とする見解を示しました。

特に、今回の補助金では、介護職員に限らず広く「介護従事者」の賃金改善を行うことを謳っており、その具体として「介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員(看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等)、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職等が想定」として25職種を例示するなどしています。

その他、申請にあたっては同一都道府県内に所在する事業所については法人単位で申請することを認めること等についても記しています。

厚生労働省では当該事業の実施についてコールセンター(介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター 電話番号:050-3733-0222(受付時間:9:00~18:00(土日含む)))を設け、介護サービス事業所等からの問い合わせ対応を行うとしており、了知と周知、遺漏なき取り扱いを求めています。

動向解説

審議会レポート

03

R9報酬改定に向け実調の調査票等を確認、訪問介護の訪問状況を精緻に把握へ

厚生労働省・介護事業経営調査委員会

厚生労働省は1月29日、社会保障審議会・介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会を開催し、令和9年度介護報酬改定の基礎資料となる「令和8年度介護事業経営実態調査」の実施について議論しました。

「介護事業経営実態調査」は、3年ごとに介護報酬を改定する前年に行われるもので、各サービス施設・事業所の経営状況を把握することを目的としています。

示された資料では、今回の実調は令和8年5月に実施、令和7年度の決算額を調査するとし、公表は令和8年10月頃を予定と記載。全ての介護保険サービスを対象に、▽サービス提供の状況、▽居室・設備等の状況、▽職員配置や職員給与の状況、▽収入の状況、▽支出の状況などを調査するとしています。

特に今回は、令和7年度介護事業経営概況調査(以下、概況調査)の内容を基本としつつ、必要な見直しを行うとして、以下の方針を示しています。

○食事の提供に関する項目

- ✓ 施設サービスについて、食費に計上される食事提供回数を把握するための調査項目を追加。

○訪問系及び通所系サービスにおけるサービス提供状況に関する項目

- ✓ 令和7年度概況調査での訪問系サービスに係る調査項目(訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間を把握するための項目)を反映、訪問回数における訪問先の状況をより精緻に把握できるよう見直す。また、通所系サービスについても、同様の調査項目を追加。

○介護テクノロジーの導入状況等に関する項目

- ✓ 令和7年度概況調査での介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジーに係る調査項目(導入状況や保守・点検等のランニングコストを把握するための項目)の内容を反映することとし、介護テクノロジーの機器別に保守・点検等のランニングコストを把握できるよう見直す。

○介護保険事業費補助金に関する項目

- ✓ 「介護保険事業費補助金」について、介護従事者の賃金引き上げに係る補助金や介護サービスの継続支援に係る補助金の効果も踏まえた分析が行えるよう、それらの補助金収入の金額を記載する欄を追加。

動向解説

審議会レポート

04

LIFE 関連加算は2つの階層化を提言、秋頃に方針

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は2月16日に、社会保障審議会・介護給付費分科会を開催しました。

ひとつめの議題では、予め介護事業経営調査委員会で審議した「令和8年度介護事業経営実態調査の実施について(案)」を報告。

令和6年度介護報酬改定では、同調査で高い収支差率が示されたことにより訪問介護の報酬が引き下げられましたが、今回はそれを踏まえて「訪問回数における訪問先の状況をより精緻に把握できるよう見直す」としたこと等について説明しました。

これについて複数の委員から意見があがり、いわゆる囲い込みなどサービス提供形態ごとや、事業所の規模別に実態を把握する必要性について要望。厚生労働省はこれに対し、訪問介護についての抽出率を従来の1/10から1/8に引き上げるなど、より詳細な実態の把握に努める旨の回答をしています。

ふたつめの議題では、厚生労働省において進められてきた「科学的介護情報システム(LIFE)のあり方」検討会のとりまとめ(令和8年1月26日)について、同検討会で座長を務めた秋下雅弘氏(東京都健康長寿医療センター理事長兼センター長)が参考人として出席し、概要の説明を行いました。

同検討会は、令和6年度の介護報酬改定で、LIFE についてデータ提出頻度、フィードバック、アウトカム評価等の見直し等がされたことや、施設サービスで約7割、通所・居宅サービスで約5割が関連加算を取得していることなど、「LIFE の利用が一定程度進んでいる現状」の中で浮かび上がった課題等を踏まえ、今後の LIFE の見直しに向けて検討する目的で開催されたもの。

とりまとめでは、LIFE の目的を「最終的に利用者に対するケアの質を改善すること」と整理した上で、そのためには「利用者フィードバックを活用し、利用者への介護の質向上につなげる経路」「事業所フィードバックを活用し、事業所の介護の質、利用者の介護の質向上につなげる経路」「研究等により提出されたデータを分析し、LIFE の見直しや、事業所、利用者の介護の質向上につなげる経路」の3つの経路があると指摘しています。

その上で、LIFE のフィードバックについて、▽利用者フィードバックについては、個々の利用者のケアを改善するにあたって有用なものとなるよう、LIFE データの活用を考えていくべき、▽事業所フィードバックについては、事業所単位のケアを改善するにあたって有用なものとなるよう、重点的な分野の具体的な指針を示す等、現場での活用を支援すべき — としました。

また、LIFE に関連する加算の構造については、▽現在の科学的介護推進体制加算を、分野横断的に基礎的な情報を収集する1階層目の加算とした上で、▽それ以外を2階層目のものとして整理すべきとし、今後の見直しに

については、フィードバックや研究に活用する観点、アセスメントや入力する上での負担を踏まえて整理すべきとしています。

令和9年度介護報酬改定に向けては、特に訪問・通所系サービスにおいてはひとりの利用者に複数事業所が介入することや、小規模事業所が多いこと等を踏まえ、LIFE 関連加算の新たな導入は慎重に検討すべきであることや、未算定の施設・事業所への対応について検討すべきであると指摘。

同日示された「介護報酬改定に向けた今後の検討スケジュール(案)」では、上記の報告や令和7年度改定検証調査(LIFE 関連)、長寿医療研究センターにおける新規項目募集の状況などを踏まえつつ、4月頃から LIFE 関連加算の各項目について検討することとし、秋頃に介護給付費分科会等の議論をもとに見直しの方向性を示していくとしています。

動向解説

審議会レポート

05

R 6 改定の効果検証に係る調査結果を公表、次期改定の基礎資料に

厚生労働省・介護報酬改定検証・研究委員会

厚生労働省は2月 18 日に開いた社会保障審議会・介護給付費分科会の介護報酬改定検証・研究委員会で、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の結果を公表しました。

今回実施された調査は、以下の4つです。

- (1) 高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業
- (2) 令和6年度介護報酬改定における LIFE の見直し項目及び LIFE を活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業
- (3) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業
- (4) 介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業

このうち「(1)高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」では、計画期間中における連携体制の更なる推進及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料とすることを目的に調査が行われており、施設系サービスでは▽介護老人福祉施設の 67.9%、▽介護老人保健施設の 83.3%、▽養護老人ホームの 60.4%が、前回改定で義務化された①常時相談対応を行う体制、②常時診療を行う体制、③入所者の入院を原則として受け入れる体制(③は病院に限る)のすべてを満たす協力医療機関を定めていたことが報告されています。

また居住系サービスでは、①常時相談対応を行う体制と②常時診療を行う体制が努力義務とされていますが、これについても▽軽費老人ホームの 59.5%、▽特定施設入居者生活介護の 73.6%、▽認知症対応型共同生活介護の 64.2%で定められていたとしています。

その一方、「協力医療機関を定めているが、①～③いずれにも該当しない」としている高齢者施設等も一定数(例えば、介護老人福祉施設では 12.3%)存在していることが明らかになっています。

また、要件を満たす協力医療機関を定めていない高齢者施設等に対し、協力医療機関を定めるにあたっての課題を聞いたところ、施設系では「周辺に医療機関が少ない(またはない)」、居住系では「休日・夜間の対応は困難であるため提携を断られた」等、提携を試みたが至らなかったケース、また施設系、居住系ともに「どこに相談すればよいか分からない」といった情報収集段階のケースがみられたとしています。

協力医療機関連携加算の状況については、介護老人福祉施設は 37.6%、介護老人保健施設は 58.3%、介護医療院は 51.8%が「50 単位/月」を算定。特定施設入居者生活介護は 61.5%、軽費老人ホームは 36.7%が

「100 単位/月」を算定していました。

つづく「(2)令和6年度介護報酬改定における LIFE の見直し項目及び LIFE を活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業」では、さらなる LIFE の利活用に向けて、LIFE 関連加算算定事業所(以下、算定事業所)における LIFE の利活用の実態及び課題の把握、LIFE 関連加算未算定事業所(以下、未算定事業所)における LIFE 導入への課題の把握を目的とした調査がされています。

ここでは、科学的介護推進体制加算に含まれる項目のうち、アセスメントの負担が大きい指標は施設系で「生活・認知機能尺度」(38.7%)、通所系で「ADL」(37.1%)が最も多くなっていたこと、入力負担が大きい指標については施設系で「服薬情報」(43.9%)、通所系で「ADL」(32.9%)となっていたことを報告。

その上で、同加算のフィードバックについて、介護ケア向上のため頻繁に閲覧・確認するグラフ、利用者の介護のケア状況の把握に有用と感じる層別化項目を聞いたところ、「事業所フィードバック」において▽頻繁に閲覧・確認するグラフは、いずれのサービス類型でも「基本情報 — 要介護度の割合」が最も多く、▽グラフを見る際、有用と感じる層別化項目は、いずれのサービス類型でも「要介護度」が最も多かったことに加えて、「利用者フィードバック」については▽頻繁に閲覧・確認するグラフは、いずれのサービス類型でも「総論 — ADL 合計点」が最も多く、▽グラフを見る際、有用と感じる層別化項目は、いずれのサービス類型でも「要介護度」が最も多かったことを伝えています。

未算定事業所の今後の LIFE 関連加算の算定意向については、最も回答が多かったものは「算定したいが課題があり算定できていない」(50.0%)で、次に多かったものは「算定したいと思わない」(26.6%)であり、「算定する予定である」(21.5%)を上回ったものの、令和5年度に行った同様の調査に比べ、算定意思のない事業所は減少していると評価しています。

加えて「(4)介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業」では、更なる介護現場の生産性向上の方策を検討するための課題等の整理を目的として調査がされています。

介護テクノロジー等の導入概況では、▽「介護テクノロジー利用の重点分野」、「ウェアラブルデバイス」、「職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器(インカム等)」のいずれかを導入していると回答した割合は介護老人福祉施設では約 90%、介護老人保健施設・短期入所療養介護では約 85%であったこと、▽全国の介護施設・事業所における介護テクノロジー等の導入状況の把握を行った結果、居住系、入所・泊まり系の「介護業務支援機器」の導入率は 56.4%(令和4年度 10.2%)、「見守り支援機器」は 47.2%(令和4年度 30.0%)であったこと等を示す一方で、生産性向上推進体制加算 I II の算定状況については、全体で I が 2.7%、II が 22.1%に留まっていたことを明らかにしています。

同加算 II を算定している事業所に対し、▽ I の算定について意向を聞いたところ、「今後検討予定」が 25.4%、「検討している」が 23.5%、▽ I を算定しない理由については、「見守り機器を利用者全員分導入することが難しい」が最も多く 61.6%、次いで「インカム等を全職員分導入することが難しい」が 56.3%であったとしました。

また、同加算を算定していない事業所に算定の意向を聞いたところ、「今後検討予定」が 28.4%、「検討している」が 26.4%と、「検討予定はない」(11.8%)を大きく上回っています。同加算を算定しない理由については、「見守り機器を新規導入する費用および維持管理費用が負担である」が最も多く 37.6%、次いで「加算の単位数と比較して取組の負担が大きい」が 37.3%であったとしています。

生産性向上に係る委員会については、▽「設置している」と回答した割合は全サービスでは 63.1%、令和6年度より委員会の設置が義務付けられた居住系、入所・泊まり系における「設置している」の割合は 75.0%であったことに加え、▽委員会を開催していないとする理由については「職員の業務負担が多い」が最も多く 42.1%、次いで「委員会に関する情報が足りない」が 36.1%であったこと等を示しています。

ほか、いずれの介護テクノロジーも導入していない事業所に▽理由を聞いたところ、「導入費用が負担である」が最も多く 67.9%、次いで「ランニングコストが負担である」が 48.8%であったこと、▽導入支援に関

する補助金の申請有無については「申請したことはない」が 67.3%であり、その理由については、「導入したい介護テクノロジーがないため」が最も多く 49.4%となったことを報告しています。



独り歩きする「1.9万円」に注意！混乱を乗り越えつつ、積極的な要件クリアを

令和7年度補正予算及び期中に行われる令和8年度介護報酬改定(以下、改定)を通じて、介護従事者の処遇改善が進められており、前者については各都道府県での申請手続きが進んでいるところです。今回の賃上げ支援策で示されているのは、「最大で月額 1.9 万円」というものですが、早くもこの数字が独り歩きし始めている気がしてなりません。

今回は3階建て(改定については2階建て)であるという構造については既にお伝えした通りですが、このうち2階部分にあたる生産性向上・協働化に係る要件のひとつである生産性向上推進体制加算の算定率は、Ⅰで2.7%、Ⅱで22.1%に留まっていたことが、厚生労働省の直近の調査結果で明らかになっています。勿論、それを踏まえた算定促進の一環という趣旨は理解できますし、当面は算定の誓約をすれば良いという緩和措置が設けられていることも評価できるものですが、満額の補助金や加算の新区分を自然体で取得できる見込みが立つ施設・事業所の少なさを思えば、今後、現場で混乱が生じかねないリスクを、事業者側で予め踏まえておく必要があるのではないのでしょうか。

また、改定では補助金の3階部分(介護職員の職場環境改善の支援、月額 0.4 万円)が無くなり、その代わりに2階部分(協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乘せ、月額 0.5 万円)が 0.2 万円上積みされた上で、「最大月 1.9 万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給 0.2 万円込み)が実現する措置」となる旨が謳われているのも非常に厄介です。ここでいう「定期昇給 0.2 万円込み」は累次の処遇改善に係る取組により、「おそらくその程度は各事業者が昇給させているだろう」という見込みをカウントしたまでのものであって、その分の国費が新たに措置されるわけではありません。そのため、実際には補助金(1.9 万円)から改定(1.7 万円)へ、額面が目減りするというのも、理解しづらさを助長しています。

言うまでもなく、今回の改定はあくまで期中・臨時のものであり、+2.03%という高い改定率も、単年度のものに過ぎません。本丸となる令和9年度介護報酬改定でもやはり、介護従事者の処遇改善は軸に据えられることは疑う余地がありませんが、確実に言えるのは、今回示された生産性向上・協働化の促進は、「無かったことにはならない」ということです。非常に高い確率で、次の改定においても現状路線の延長にある措置が図られるであろうところ、ぜひ読者の皆さまにおかれては混乱を乗り越えつつ、積極的に要件クリアに向けた取組を進めていただき、「令和9年度への準備期間」としていただきたいと願ってやみません。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社
老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明
✉t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858
<http://www.simwelman.com/>